

第 51 号議案

令和8年度（2026年度）町田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第 1 条 令和8年度（2026年度）町田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和8年度（2026年度）町田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のように補正する。なお、営業費用中大規模下水道管路修繕51,264千円の財源に充てるため、企業債51,000千円を借り入れる。

	既決予定	補正予定	計
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	12,114,693 千円	263,163 千円	12,377,856 千円
第 1 項 営業収益	6,177,271 千円	257,864 千円	6,435,135 千円
第 2 項 営業外収益	5,937,299 千円	5,299 千円	5,942,598 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	12,401,428 千円	103,984 千円	12,505,412 千円
第 1 項 営業費用	11,624,527 千円	103,984 千円	11,728,511 千円

(企業債の補正)

第3条 予算第6条で定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおりに改める。

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大規模下水道管路修繕分	51,000 千円	証書借入又は証券発行。 事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの時から据置を含み10年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。

令和8年(2026年)6月1日 提出

東京都町田市市長 稲垣 康 治